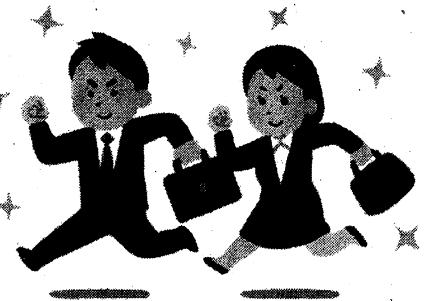


郡上市新規学卒者等就職奨励金

対象者の方に、



相当のポイント等を
支給いたします！



☆対象者は？

奨励金の対象となる方は次に掲げる全ての要件を満たしている方です。

- (1) 新規学卒者又は中途退学者で、対象事業所に正規雇用された方又は後継者であって、
配置転換又は出向によるものでない方及び市内で創業する方
※新規学卒者→市内に住民登録を有する者で、学生等であった者のうち、卒業して1年以内の者
中途退学者→市内に住民登録を有する者で、学生等であった者のうち、中途退学して1年以内の者
- (2) 市外に主たる事業所を有する対象事業所に正規雇用された方又は後継者にあっては、市内で勤務する方
- (4) 対象事業所における正規雇用時の年齢、後継者として就業する時の年齢又は創業時の年齢が、満49歳以下の方
- (5) 対象事業所に6ヶ月以上継続して正規雇用されている方、後継者として6ヶ月以上継続して従事している方又は
創業して6ヶ月以上継続して事業を行っている方
- (6) 奨励金の交付後も引き続き5年以上、市内において就業する意思のある方
- (7) 公務員でない方
- (9) 過去にこの奨励金を受けていない方（郡上市UIJターン・新規学卒者就職奨励金も含む）

☆申請方法は？

奨励金の交付を申請しようとする方は、正規雇用の日、後継者として就業した日又は創業の日から起算して
6ヶ月を経過した日から6ヶ月以内に、交付申請書を提出してください。

- 新規学卒者等就職奨励金支給申請書（様式第1号）
- 住民基本台帳法に基づく住民票の写し
- 新規学卒者にあっては、卒業を証する書類
- 対象事業所に新たに雇用された方は、正規雇用されていることを証する書類
(雇用開始時期から6か月が経過していることがわかるもの)
- 後継者として従事していることを証する書類
- 創業をした方は、商業登記簿謄本の写し等、営業実態がわかる書類
- 新規学卒者等就職奨励金対象者確認書

【お問い合わせはこちら】
郡上市商工観光部商工課
TEL:0575-67-1808

申請様式や奨励金の詳細は
ホームページをご確認ください

郡上市 新規学卒者

